

# 鳥取縣公報

昭和十八年二月十六日  
第一千四百八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

## 縣令

### 鳥取縣令第十六號

鳥取縣馬事振興補助規程左ノ通定ム

昭和十八年二月十六日

鳥取縣知事

土肥米之

鳥取縣馬事振興補助規程

第一條 馬事ノ振興ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ

於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲グル施設ニ對シ之ヲ交付ス

一 馬ノ改良増殖施設

二 馬ノ育成調教施設

三 馬ノ利用増進施設

四 牧野ノ改良施設

五 軍用保護馬ノ鍛鍊施設

## 目次

- 縣令
  - 馬事振興補助規程……………一頁
  - 告示
    - 中等學校入學者選拔實施要項中改正……………七頁
    - 十七年度水陸稻原種配付……………一〇頁
    - 肅糸調査員囑託並解雇……………二頁
  - 彙報
    - 新年祭に當りて……………一三頁
    - 電力節約運動……………一四頁
    - 其の他……………

鳥取縣公報 毎週日發行(休日ニ當ル) 火金曜日發行(時ハ翌日)

昭和十八年二月十六日 第一千四百八號

(昭和十八年四月十五日) 第三種郵便物認可

第三條 前條第一號ノ施設ニ關スル補助金ハ本條第二號ニ付テハ生産者ニ第一號第三號及第四號ニ付テハ其ノ費用又ハ補助金ニ對シ畜産組合、畜産組合聯合會其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體ニ之ヲ交付ス

一 優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬設置ニ付支出スル費用又ハ共同購入ニ付畜産組合、畜産組合聯合會其ノ他知事ノ適當ト認ムル法人ノ支出スル補助金

二 生産獎勵補助金

三 種馬飼育設備改善ニ付交付スル補助金

四 種付所又ハ種付場ノ工作物ニ付支出スル費用

第四條 第二條第二號ノ施設ニ關スル補助金ハ畜産組合其ノ他知事ノ適當ト認ムル團體ノ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス

一 馬ノ共同運動場ノ工作物設置又ハ修繕ニ付支出スル費用  
二 馬ノ共同育成場ノ工作物ノ設置又ハ修繕ニ付支出スル費用  
三 馬ノ育成、調教用具ノ購入ニ要スル費用

第五條 第二條第三號ノ施設ニ關スル補助金ハ畜産組合、畜産組合聯合會、農會、產業組合、地方公共團體其ノ他知事ノ適當ト認ムル者ノ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス

一 馬利用共同作業場ノ工作物設置ニ付支出スル費用  
二 馬利用器具ノ購入ニ付支出スル費用又ハ補助金

三 役馬ノ共同購入ニ付支出スル費用又ハ補助金

第六條 第二條第四號ノ施設ニ關スル補助金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ本條第一號第二號及第四號ニ付テハ牧野組合、畜産組合、畜産組合聯合會、地方公共團體ニ第三號ニ付テハ前記ノ外知事ノ適當ト認ムルモノニ之ヲ交付ス

一 牧野改良ニ關スル模範地又ハ模範設備ノ設置ニ付支出スル費用  
二 牧野改良計畫ニ關スル調査設計又ハ牧野ノ管理方法ノ設定若ハ改定ニ付支出スル費用

三 牧野改良事業ニ付支出スル費用

四 牧夫ノ設置ニ付支出スル費用

第七條 第二條第五號ノ施設ニ關スル補助金ハ畜産組合其ノ他知事ノ適當ト認ムル者ノ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス

一 軍用保護馬ノ鍛鍊設備ノ設置ニ付支出スル費用

二 軍用保護馬ノ鍛鍊用具ノ購入ニ付支出スル費用又ハ補助金

第八條 第二條第一號ノ施設ニ關スル補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第三條第一號ノ補助金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ設置ニ要スル費用ノ二分ノ一以內

ニ付テ購入價格ニ對シテハ一頭ニ付二百二十圓以內、運送費ニ對シテハ一頭ニ付二十圓以內、購買員旅費ニ對シテハ一回ニ付一人ヲ限リ百圓以內

(一) 生産用区分ガ小格牝馬生産用ニシテ本縣ノ産馬方針ニ適合スルモノ

(二) 明ケ二歳以上明ケ五歳以下ノモノ

(三) 團體ノ購入スル優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ハ貸付スルモノニ限ル

(四) 縣外ヨリ一回五頭以上購入スルモノ

(五) 購入馬ノ貸付、共同購入ノ斡旋又ハ補助ハ一戸ニ付一頭ニ限ル

二 第三條第二號ノ補助金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル畜駒一頭ニ付十圓以內

(一) 本縣内ニ於テ生産セラレタル畜駒

(二) 輕種生産用ノ優良種牝馬以外ノ牝馬ヲ母トスルモノ

(三) 生産者ニ於テ出産ノ日ヨリ七月三十一日迄引續キ飼養シタルモノニシテ其ノ旨市町村長ノ證明ヲ受ケタルモノ

三 第三條第三號ノ補助金ノ額ハ種牝馬、候補種牝馬、優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ飼育設備改善ニ要スル費用ノ三分ノ一

一 厩舎一以內ニシテ厩舎ノ採光、通風等ノ設備ノ不足又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付三十圓以內、厩舎附屬ノ道邊運動場ノ牆壁ノ設置又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付二十圓以內、厩舎附屬ノ給水、飼與等ノ設備ノ設置又ハ修繕ノ場合ニ在リテハ一戸ニ付十圓以內

二 第三條第四號ノ補助金ノ額ハ一般ノ用ニ供スル種付所又ハ種付場ノ工作物(厩舎、馬檢査場、交尾場、運動場、牧手舎、給水設備、牆壁等)ノ修繕又ハ新築、増築、改築及移築ニ要スル費用ノ二分ノ一以內、但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ費用ノ範圍内ヲ交付スルコトアルベシ

第九條 第二條第二號ノ施設ニ關スル補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル

一 第四條第一號ノ補助金ノ額ハ外周三百米以上ノ馬ノ共同運動場(馬繫場、給水場、飼料給與所等)ノ簡易ナル附屬設備ヲ含ム)ノ設置又ハ修繕ニ要スル費用ノ三分ノ二以內

二 第四條第二號ノ補助金ノ額ハ馬ノ共同育成所ノ工作物(厩舎、倉庫、收種舎、治療場、裝蹄場、運動場、堆肥舎、事務所、職員住宅、牧夫舎、給水設備、牆壁等)ノ設置又ハ修繕ニ要スル費用ノ三分ノ二以內

三 第四條第三號ノ補助金ノ額ハ馬ノ育成用具(飼養管理用具

00649

既着用具、治療用具及裝蹄用具)又ハ調教用具ノ購入ニ要スル費用ノ三分ノ二以内

第五條第一號及第二號ノ補助金ノ額ハ其ノ費用ノ三分ノ二以内 但シ第一號ノ工作物(作業舎、機具、車輛置場及牆壁等)ハ新築、増築、改築、移築及買入ノ場合ニ限リ、第二號ノ場合ニ在リテハ共同利用ヲ目的トスル馬利用機具ニ限ル

第五條第三號ノ補助金ノ額ハ左ノ各號ニ該當スル役馬ノ購入ニ要スル費用ノ二分ノ一以内 縣外ヨリ一回五頭以上ノ購入 購入者一人ニ付一頭ヲ限度トス

第六條第一號ノ補助金ノ額ハ其ノ牧野ガ模範牧野トシテ馬政局長官ノ指定ヲ受ケタルモノニシテ且特定地タル牧野ノ(一)土石其ノ他ノ障害物ノ除去、地形ノ整理、牧野樹林

第六條第一號ノ補助金ノ額ハ其ノ牧野ガ模範牧野トシテ馬政局長官ノ指定ヲ受ケタルモノニシテ且特定地タル牧野ノ(一)土石其ノ他ノ障害物ノ除去、地形ノ整理、牧野樹林

ノ造成、牧草野草又ハ放牧畜ノ補助飼料作物ノ栽培、隔障物、水飲場、牧舎灌溉排水設備、牧道ノ新設改設其ノ他知事ノ適當ト認ムル改良事業ニ要スル費用ノ三分ノ二以内

第六條第二號ノ補助金ノ額ハ改良計畫ニ關スル調査設計ニ要スル費用ニ付テハ牧野一陌ニ付一圓以内、管理方法ノ設定者ハ改定ニ要スル費用ニ付テハ牧野一陌ニ付七十錢以内 但シ測量及設計(管理方法ノ改定ノ場合ニ在リテハ設定ニ際シ測量ヲ行ハザリシモノニ付測量ノミ)ニ要スル技術員ノ給與、旅費、勞賃及雜費ニ對シ交付ス

第六條第三號ノ補助金ノ額ハ本條第一號ニ準ズル改良事業ニ要スル費用ノ二分ノ一以内 但シ牧野特定地ニ關スル場合及特別ノ事由アルトキハ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付スルコトアルベシ

第六條第四號ノ補助金ノ額ハ專任牧夫ノ給與ニ要スル費用ノ範圍内

第七條第一號ノ補助金ノ額ハ鍛鍊設備(馬場、詰所、糞尿處理所、厩屋、馬繫場、給水設備等)ノ新設ニ要スル費用ノ三分ノ一以内

00650

第七條第二號ノ補助金ノ額ハ鍛鍊用具ノ購入ニ要スル費用ノ三分ノ一以内 但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付スルコトアルベシ

第十三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ 但シ第三條第二號ノ補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第二號様式ノ申請書ヲ八月三十一日迄ニ提出スベシ

一 事業計畫書 二 收支豫算書 三 補助ヲ爲サントスル者ニ在リテハ補助ニ關スル規程前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ニ届出ツベシ

第十五條 補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後第三號様式ニ依リ請求書ニ調書ヲ添附シ知事ニ之ヲ提出スベシ

第十六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者知事ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ左ノ期間中補助ノ對象トナル物件ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ廢止シ若ハ變更スルコトヲ得ズ

一 優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬設置ニ付テハ三年間 二 建物工作物設置ニ付テハ五年間 三 牧野樹林並改良シタル牧野ニ付テハ十年間

第十七條 本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ縣單位團體ヨリ提出スルモノヲ除クノ外地方事務所ヲ經由スベシ

第十八條 補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本規程ニ違反シタルトキ 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

種馬飼育設備改善補助規程、幼駒育成設備設置獎勵規程、牧野改良補助規程及馬事振興補助要項、軍用保護馬鍛鍊施設補助要項ハ之ヲ廢止ス

本令施行前項ニ掲グル規程若ハ要項ニ基キ補助又ハ獎勵金交付ノ申請ヲ爲シタル者又ハ交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リタルモノト看做ス

第一號樣式

馬事振興補助金交付申請書

本(組合)ハ昭和 年度 於テ ( ) ヲ致度候條補助金交付相成度別紙事業計畫書及收支豫算書相添此段及申請候也

年 月 日

住所(團體名)

(代表者) 氏

名

鳥取縣知事 殿

備考

- 一 申請書ハ本規程第三條乃至第七條各號ノ事業毎ニ作製ノコト
- 二 括弧内空欄ニハ事業名記載ノコト

第二號樣式 生産獎勵補助金交付申請書

種牝馬	配合	産	駒
馬名	種牝馬名	性	生年月日
種類	指定分		
區別			

右ノ通仔馬ヲ生産致候條馬事振興補助規程ニ依リ生産獎勵補助金交付相成度此段及申請候也

年 月 日

住所

生産者 氏

名

鳥取縣知事 殿

右者生産ニ係ル當産馬

續キ飼養セシコトヲ證ス

年 月 日

號昭和

年七月三十一日迄引

市町村長

職印

備 指定ノ區分欄ニハ優良種牝馬ニアリテハ生産用區分種馬檢定合格馬ニアリテハ「認定」ト記載スルコト

第三號樣式

馬事振興補助金交付請求書

昭和 年 月 日附第 號ヲ以テ指令相成候 ( ) 終了致候條補助金交付相成度馬事振興補助規程第十五條ニ依リ關係書類相添此段及請求候也

年 月 日

住所(團體名)

(代表者) 氏

名

鳥取縣知事 殿

備考

括弧内空欄ニハ事業名ヲ記載ノコト

告 示

鳥取縣告示第八十二號

昭和十七年一月二十七日鳥取縣告示第三十九號中等學校入學者選拔實施要項中左ノ通改ム

昭和十八年二月十六日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第二國民學校長ノ報告中左ノ通改ム

五 國民學校長ハ右報告書寫ヲ必ズ保管シ別ニ第一號表ハ之ヲ

内政部長宛提出スベシ 但シ内政部長宛提出ノ分ハ管内全中等

學校ノ願書受付締切後ニ於テ各兒童ノ出願セル中等學校名ヲ各

兒童氏名別備考欄ニ記入シタルモノヲ一通トス右提出ノ分ニハ

兒童氏名ニ朱圈ヲ附セザルコト

六ノ八中「備考欄」ヲ「欄外上部」ニ改ム

別記樣式ヲ左ノ通改ム



00655

事項	性行概評	身體ノ狀況及其ノ所見	出席		出席及缺席ニ對スル評	家庭環境	志望所	及其他ノ見
			日數	席數				
第一學年								
第二學期								

昭和 年 月 日 府縣 郡市 町村 校名 校長名 委員名 印

注意 學年欄ノ(第一學期)(第二學期)(第一學期)ハ學年成績ニ依リ記入スル場合ハ之ヲ抹消スルコト

鳥取縣告示第八十三號

昭和十七年度水澆並ニ陸稻原種左記ノ運配付ス

昭和十八年二月十六日

鳥取縣知事 土肥米

00656

品種名	配付決定數量	品種名	配付決定數量
水 稻		陸 稻	
奥州二號	一、〇〇〇石	(梗) 黑米	〇、五〇
丸山一號	一、〇〇〇	(梗) 農林五號	〇、七〇
大山	一、三〇〇	(糯) 農林一號	一、〇〇〇
農林十號	四、二〇〇	(糯) 農林十七號	〇、四〇
鳥取旭一號	二、五〇〇	計	二、六〇
銀坊主一號	一、〇〇〇	但シ陸稻ハ有價トシ穀一升	
強力二號	〇、八〇〇	ニ付銀三十一錢糯三十三錢	
農林六號	一四、〇〇〇	トス	
農林八號	一〇、五〇〇		
農林十三號	四、〇〇〇		
葛糯	三、〇〇〇		
計	五三、三〇〇		

鳥取縣告示第八十四號

繭絲調查員左ノ通屬託及解屬アリタリ

昭和十八年二月十六日

鳥取縣知事 土肥米 之

屬託繭絲調查員 名 桑田 康之 下池 岩雄 入三 東伯郡 成美村 以西村 役 成美村 昭和十八年 二月九日

解屬繭絲調查員 名 香城 郡市町村名 場 所 務 屬託解屬 年 月 日

00657

# 彙報

## 祈年祭に當りて

### 食糧増産確保愈々急務 全國民の衷心祈誓肝要

二月十七日は祈年祭である。この祭儀は新嘗祭が天皇御親ら當年の新穀を聞しめすと共に、新穀成熟に對する神護を感謝し奉る意味の大祭日であるに對して、播種季の初めに當つて年穀の豊穰を祈り奉るところの祭儀であつて、新嘗祭と首尾をなす重要な大祭である。

皇室祭祀令に依ると、宮中に於かせられては毎年二月十七日の祀年祭日には、宮中三殿即ち賢所、皇靈殿、神殿の大前に於て嚴肅なる祭儀が執り行はれ、長くも天皇陛下には御親拜あらせられるほか、別に神宮には勅使を御差遣の上奉幣の儀を行はしめ給ひ、なほ官國幣社に對しても供進使として地方長官を參向せしめそれと幣帛を奉奠せしめ給ふのであつて、このことは祀年祭が如何に重大の祭儀であるかを示すものである。

又、府縣社、郷社へは道府縣より、村社に對しては當該市町村より何れもこの日を以て官國幣社の例に準じ、幣帛並に神饌料を供進する例であるが、やむを得ない事情の存する神社では、これに近接する日を選んで執り行はれることになつてゐる。

今や大東亞戰爭は漸く熾烈となり、敵の總反攻は日一日と強化して、過去一ヶ年の敗戦をいかにもして挽回しようとする懸念の力を注いでゐる様子であるが、我が皇軍の武威は毅然として之を反撃し、着々としてその反攻企圖を破砕してゐるのであつて、近くはレンネル島沖その他に於ける大戦果の如き、我々はその大奮闘ぶりを聞いてまことに感謝措く能はざるところであるが、しかし今後なほかかる敵の反攻は屢々繰り返されるものと思はれ、我が將兵各位の御苦勞の程が想像されると共に、我等の覺悟益々鞏固なべきを痛切に感ずる次第である。

敵のこの反攻に對し飽くまでこれを粉砕する爲の銃後我々の覺悟に關しては、もとよりその方面は各種各般に亘つてゐるのであつて、或は戰爭必要物資の確保に、戰費の負擔に、勞務の供出に又は日常生活を極度に切りつめて、全生活を戰勝の爲に捧げて敢闘しなければならぬのであるが、一面増産による國民食糧の確保といふことが感々緊切化してゐることはいふまでもない。

00658

昨年米作は農家懸命の奮闘と天候の恩澤によつて豊穰であつたことは有り難い極みであつたが、しかし國內全体に於ける米穀需給状態を考へると決して樂觀を許さぬ實情にある。昨年の米收そのものはもとより豊作ではあつたが、一昨年は減收であつた爲に昨年端境期までに食ひ込んだ繰越米は相當多く、それに朝鮮の早魃とか臺灣の風水害等による減收も伴つて、一昨年の收穫による昨米穀年度と、昨年の豊作によつて賄はれる本米穀年度との需給見込状況は大體同様の状態となり、本年の食糧需給の充足の爲にはなほ相當量の輸入米をも必要とするのであつて、海上輸送の困難依然たる今日、食糧の確保についてはなかくの苦心を要するのであつて、米穀の増産は如何にしても達成せねばならぬ重大要務となつて居るのである。

我が國は古來豊葦原の瑞穂の國として農を以て國の本とし、五穀豊穰の美し國であるが、時局下増産に要する資材や勞力が思ふにまかせず、種々の生産條件が不良となる状況にあるが、この惡條件下に於て増産を行ひ國民食糧の確保を完遂しようとするについては、實に並々ならぬ覺悟と努力を必要とするのである。

従つて我々は本年度の農作について、いよゝ懸命の努力を盡して増産確保の爲に奮闘せねばならぬのであるが、この覺悟を持

つにあ、古來常に偉大なる天祐を得て皇國の護持をなうして來た神國の民として、年の初めに當りて今年の五穀豊穰を祈願すると共に、決死の敢闘を神に誓ふことが極めて緊要である。

祈年祭は即ちこの祈りと誓ひの誠を神に捧げる重大な祭儀であつて、我等は種々の障碍の中にあつても軍需の充足に努めて細心千足國の實を擧げ、瑞穂の國たる名に恥ぢない豊穰を得べく神の大前に祈り誓ひて、大御實たる日本臣子の自分を全うすべく邁進するのである。

祈年祭は「トシゴヒノマツリ」と訓じ、年とは年穀のことであつて穀物特に稻を指してゐるのであつて、皇祖天照大神が天孫降臨に當り、扈從の神たる天兒屋命、太玉命に神勅を給ひて「我が高天原に御しめす齋庭の穂を以て亦吾が兒に御せまつるべし」と仰せられ、うつつしき青人草の食ひて生くべきもの」として御手づから稻穂を授けさせ給うたことに起因し、古より今に至るまでかはることなく新嘗祭と共に鄭重に執り行はせられて來たのであつて、これ全く天祖の鴻恩に奉謝し、大御心に應へまつらんと誓ふ神國の行事である。

そして祭祀の意義は時運と共に擴充し展開されて、今日に於てはたゞに獨り農業関係者のみでなく、汎く全産業人、全國民に關

00659

係する祭祀と解せねばならないのである。即ち延喜式の祝詞には「皇御孫命の御代を手長の御代と堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂御代に幸ひ奉るが故に」とあつて年數豊稔の祈請のみならず、進んで皇室の安寧を祈り奉り、国力の充實國家の隆昌を祈ることが表現されて居り、現今の官幣社新年祭宮司の祝詞には

「奥つ御年を始めて草の片葉に至るまで作りと作る物共を」とあつて、獨り米穀のみならずあらゆる作物、ひいては全産業に關する祭祀であることがわかる。又幣帛供進使の祝詞には「天皇が大朝廷を始めて天の下の國民に至るまで、彌遠に彌廣に五十糧入粟枝の如く立榮えしめ給へ」とあつて、全國的な祈請の意義が強く高調されてゐるのである

更に又新年祭を奏上する祝詞の中には「天の下の國民が手胼に水泡かき垂り向股に泥かき寄せて取作らむ」とあるやうに農民が農作の辛苦を些かも厭ふことなく、泥に塗れ汗を流して國家に奉仕する雄渾なる日本農民道があらはされて居り、かくてこそ遠祖以來子々孫々に受け續かれる國家隆昌の基礎は築かれるのである。

明治天皇は御製に

天地の神にぞいのる民のため  
雨風ときにしたがひぬべく  
と仰せられてゐるのを拜するのであつて、優渥なる大御心のほどまことに感激に堪えぬところである。

この新年祭を嚴修遊ばされる次第であつて、我々も當日は一同この聖旨を奉じて各地それ／＼の神社に参拜し、心からなる赤誠を捧げなければならぬ。それは決して農民だけのことでなく、あまねく全産業人、全國民の擧つてなされねばならぬ國民的祈請である。

重要産業に電力献納

冬期渇水 電力節約運動

戦力増強上必要な重要産業への電力供給を確保するため、電燈及び電力の消費規正に關する告示が改正されて制限率が引上げられたことは既に周知のところであるが、尙ほ個別的に見る時は制限率以上の節約の餘地あるものが少くないので、更に府では次

00660

の要項を依つて全國的に「電力節約運動」を展開する、と云ふこと。依つて本縣でも、此の政府の運動に呼應して本運動を展開することとなつたが、縣民各位は電力を重要産業に献納する氣持で生産に直接關係のない電力を一段と節約し、以て生産増強に對し電力を通じて協力せられるやう切望する次第である。

△ 實施 期間

冬期渇水期間中(二月一日より三月十五日頃まで)但し引續き繼續を適當とするものは、本期間後と雖も繼續すること。

△ 實施 方法

一、家庭の電燈

(1) 便所・浴室・支關・廊下等の電燈は電球を取換えて極力其の燭光を減らすと共に、使用しない時には必ず消燈すること。

(2) 家族は出来るだけ一部屋に集り、使用しない部屋の電燈は必ず消すこと。之に依り部屋數の多い住宅に於ては從來の略三割以上節約することが出来る。

(3) 電燈は深目の笠をつけ、且つ之を下げて能率よく使ひ、高燭光の電球は出来るだけ低燭光のものに取換えること。之に依り従來高燭光を使用してゐた住宅にあつては三割以上

節約することが出来る。

(4) ラヂオは點け放しにせぬこと。

(5) 定額燈の家は就寝時其の他不用の時には必ず消燈すること。之に依り消費量は半分以下に節約することが出来る。

二、商店・理髮店等の電燈

(1) 出来るだけ燈數及び燭光數を減らすこと。

(2) 顧客の居らぬ時其の他不用の時には必ず消燈すること。節窓の電燈其の他宣傳廣告に亘るやうな電燈は消すこと。

(3) 夜間の營業時間を短縮し、閉店時間の繰上等を考慮すること。

(4) 以上のことを勵行することに依り、從來の消費量を略半減することも可能である。

三、料理店・飲食店等の電燈

(1) 出来るだけ燈數及び燭光數を減らすこと。

(2) 顧客のゐない時其の他不用な時には必ず消燈すること。宣傳廣告に亘るやうな電燈は消すこと。

(3) 夜間の營業時間を極力短縮し、閉店時間を繰上げ休日の制定等を考慮すること。

(4) 電氣蓄音機の使用は取止めること。  
四、家庭・飲食店・美容院等の電熱器

- (1) 家庭の調理用其の他の電熱器は使用を取止めること。
- (2) 營業用の炊事、料理用等の電熱器は出来るだけ其の使用を取止めること。

- (3) 電熱器の電熱器は營業時間の短縮、休日の設定等を考慮し法令に依る消費限度以下に節減すること。

五、ビルジング・事務所等の電燈及び電力

- (1) 不用電燈の消燈を勵行すること。
- (2) 日中は日光を利用し點燈は極力避けること。若し點燈を必要とする場合にも窓側の點燈は點けぬこと。

- (3) 廊下、便所等の電燈は燭光を低減すること。

- (4) エレベーターの使用を制限し、荷物運搬の外は最上階のみ運轉を認めること。

六、映畫館・劇場等の電燈及び電力

- (1) 不用電燈の消燈を勵行すること。

- (2) 電燈の減燭及び減燈を實施すること。

- (3) 興業時間の短縮、休日制の設定を考慮すること。

七、屋外燈

保安上支障のない範圍に於て特に繁華街、商店街等の街路燈の節減を目標とし極力減燭減燈すること。

八、工場・鑛山其の他の事業場

- (1) 生産に直接關係のない電力を極力節減し所定の消費限度内に於て生産能率を擧ぐること。
- (2) 電力の使ひ方を工夫し、全従業員に具體的な指針を與へ之を徹底させること。
- (3) 事務所、寄宿舎等の電燈は減燭減燈する外點け放しを止め節減に努めること。
- (4) 社宅の電燈は一般住宅並の規定に依り極力節減に努めること。
- (5) 事務所、寄宿舎、社宅等の電熱器は絶対に使用せぬこと。

◎ 行旅死亡人

北海道虻尻村長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名不詳
- 二、年齢推定 四十二、三歳位
- 三、性別 男子
- 四、相貌特徴 不詳

約一年數箇月前ニ死亡シタルモノニシテ頭部、双腕、足關節部以下左右全部離脱シ大腿部以下白骨ニ化シタル裸體腐爛溺死體ニシテ判明セズ

- 五、死體發見年月日 昭和十七年九月二十九日
- 六、死體發見ノ場所 苫前郡虻尻村字西浦海岸
- 七、取扱者 苫前郡虻尻村長

昭和十八年二月十六日印刷  
昭和十八年二月十六日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所